

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務を実施している。 1 新規交付申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第二十条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 番号法第十九条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県障がい者更生相談所
②所属長の役職名	福岡県障がい者更生相談所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③ システムの名称	身体障害者手帳交付システム	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第九条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第十一条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ヘ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第十二条第1号ハ、第3号ハ、第4号、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第3号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号イ、第十一条第1号イ、第十二条第1号ヘ、第3号ト、第4号、第6号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第五十五条第1号二、第4号二、第7号ロ、第五十九条の二第1号ヘ、第2号、第3号、第4号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事前	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年12月21日 時点	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年12月21日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第十一の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第二項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第三項</p> <p>条例第三条第二項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第一項ハ、第十八条第一項ハ、第二十条第一項へ</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第十一の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第二項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第三項</p> <p>条例第三条第二項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第一項ハ、第十八条第一項ハ、第二十条第一項ト</p>	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第一号イ、第十一条第一号イ、第十二条第一号へ、第三号ト、第四号、第六号ト、第十四条第一号イ、第二号イ、第二十条第二号イ、第六号、第二十一条第一号イ、第二号イ、第三号、第二十二号第一号イ、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第二十八条第一号イ、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第二十九条第一号、第三十条第四号、第三十一条第一号ハ、第二号ハ、第四号イ、第五号ハ、第六号イ、第四十二条第一号、第四十三条の四第一号イ、第二号、第五十三条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第五十五条第一号二、第四号二、第七号口、第五十九条の二第一号へ、第二号、第三号、第四号</p> <p>番号法第十九条第八号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第一号口、第四号口、第十一条第一号口、第十二条第一号へ、第二号ホ、第四号ト、第五号、第六号ホ、第八号ト、第十四条第一号イ、第二号イ、第二十条第二号イ、第六号、第二十一条第一号イ、第二号イ、第三号、第二十二号第一号イ、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第二十八号第一号イ、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第二十九条第一号、第三十条第四号、第三十一条第一号ハ、第二号ハ、第四号イ、第五号ハ、第六号イ、第四十二条第一号、第四十三条の四第一号イ、第二号、第五十三条第一号口、第二号口、第三号イ、第五十五条第一号ト、第五号イ、第六号二、第十号ハ、第五十九条の二第一号ト、第二号、第三号、第四号、第五号</p> <p>番号法第十九条第八号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福岡県障害者更生相談所長 小林 徹	福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県障害者更生相談所 身体障害者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成28年12月21日 時点	平成29年12月20日 時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成28年12月21日 時点	平成29年12月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第10号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第11号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	
平成31年3月19日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	福岡県障がい者更生相談所長	事後	新様式への変更
平成31年3月19日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成29年12月20日 時点	平成31年2月6日 時点	事後	
平成31年3月19日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成29年12月20日 時点	平成31年2月6日 時点	事後	
平成31年3月19日	VI リスク対策			事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号口、第4号口、第十一条第1号口、第十二条第1号へ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号口、第2号口、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号口、第4号口、第十一条第1号口、第十二条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第5号、第6号へ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	
令和3年3月8日	IIしきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成31年2月6日 時点	令和3年2月5日 時点	事後	
令和3年3月8日	IIしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成31年2月6日 時点	令和3年2月5日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ト</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第二十条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	
令和4年3月15日	IIしきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和4年2月16日 時点	事後	
令和4年3月15日	IIしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和4年2月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第9号</p>	事後	
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	